

1 施策の概要

1	将来像	6	環境
2	施策	6-1	脱炭素
3	SDGsの位置付け	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 12 つくる責任 つかう責任 13 気候変動に 具体的な対策を 17 パートナリシップで 目標を達成しよう	
4	施策の必要性	温室効果ガス排出量の増加が原因とされる気候変動が地球規模の課題となっています。地球温暖化問題は、社会経済活動のみならず、人間の存続の基盤である環境・自然資本を劣化させ、将来世代にも大きな影響を及ぼすことから、市民、国、地方公共団体、事業者等の全ての主体が参加・連携して取り組むことが求められています。2050年ゼロカーボン達成※¹に向け、気候変動緩和策として再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギー対策の推進を図るほか、既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対処し、被害を防止・軽減する気候変動への適応に対する取組が必要です。	
5	施策の方向性	市が率先して省エネルギー対策を行うとともに、市民や事業者と連携して、再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギーの推進に努めるとともに、気候変動による影響への適応策の取組の推進を図ります。また、情報交換の場を通じて様々な主体が連携し、新たな取組の輪を広げ、ライフスタイルを見直すことにより脱炭素をめざします。	
6	施策内の取組	6-1-1	脱炭素・省エネルギーの実践及び普及啓発
		6-1-2	再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進
		6-1-3	気候変動による影響への適応策の推進
7	分野別計画等	環境基本計画	
		地球温暖化対策実行計画	
		再生可能エネルギー導入戦略	
8	主な関連法律	環境基本法、温対法、省エネ法、FIT法、グリーン購入法、環境配慮契約法、気候変動適応法、エネルギー政策基本法	

2 各取組の内容

1	取組番号	6-1-1
2	取組名	脱炭素・省エネルギーの実践及び普及啓発
3	現状と課題	地球温暖化対策実行計画に基づき、市民等の環境に配慮した行動を促すため、市民団体等と連携し、意識啓発の取組を進めています。本市のエネルギー使用量は概ね減少傾向にありますが、2050年ゼロカーボン達成に向けては、より一層の脱炭素と省エネルギーの取組が必要です。
4	めざすべき姿	市民等の環境に関する意識が高まり、脱炭素と省エネルギーの実践が進んでいます。
5	取組むこと	市民、事業者の取組を促進することにより、ライフスタイルの脱炭素化と省エネ化を推進します。情報交換の場を提供することで、市民、事業者と連携した取組を推進します。
1	取組番号	6-1-2
2	取組名	再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進
3	現状と課題	再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入を図るため、市自らが公共施設へ導入するとともに、市民等へ太陽光発電システム等の補助制度を実施しています。将来世代のためにも、脱炭素の実現に向けた暮らしや事業活動が求められています。
4	めざすべき姿	再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備の導入により、脱炭素の実現に向けた取組が暮らしや事業活動の中で進んでいます。
5	取組むこと	公共施設では、再生可能エネルギー等を率先導入するとともに、計画的に空調設備を省エネルギー設備に改修するほか、照明のLED化を推進します。再生可能エネルギー等を導入する市民や事業者を支援します。

1	取組番号	6-1-3
2	取組名	気候変動による影響への適応策の推進
3	現状と課題	地球温暖化による影響は既に現れており、今後さらに増大するおそれがあります。気候変動の影響に対処するため、脱炭素化だけではなく、既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対処し、被害を防止・軽減する「適応」の取組を進める必要性が高まっています。
4	めざすべき姿	気候変動による影響について、各主体が気候変動の影響を防止・軽減する「適応策」に取り組んでいます。
5	取組むこと	気候変動の影響と適応策に関する普及啓発を行うほか、自然災害への備えや熱中症対策・ヒートアイランド対策などの取組を推進します。

※1 2050年ゼロカーボン達成

2050年までにCO₂(二酸化炭素)の排出を実質ゼロにすることです。また、その目標を目指すことを表明をした地方自治体をゼロカーボンシティと言います。

1 施策の概要

1	将来像	6	環境
2	施策	6-2	自然環境
3	SDGsの位置付け	    	
4	施策の必要性	生物多様性^{※1}の損失を止め、反転させ、回復軌道に乗せるネイチャーポジティブ(自然再興)実現のため、多様な生きものが棲み、みどり豊かな自然環境を創造する観点から、本市のみどりの特徴である北摂山系の森林や農地などを保全するとともに、身近に緑があふれ、動植物とふれあえる取組が必要です。	
5	施策の方向性	みどりを育む取組や生態系への配慮を推進するとともに、自然とふれあう機会の創出に取り組み、生物多様性への理解と価値観の共有を継続的に促します。自然環境を社会・経済・暮らしの基盤として再認識し、そこから得られる恵み＝生態系サービスを維持し回復させるため、生物多様性の保全に取り組みます。	
6	施策内の取組	6-2-1	自然資源の利用の推進
		6-2-2	生物多様性の保全
7	分野別計画等	環境基本計画	
		里山保全構想・基本計画	
		鳥獣被害防止計画	
8	主な関連法律	環境基本法、生物多様性基本法、外来生物法、鳥獣保護法	

2 各取組の内容

1	取組番号	6-2-1
2	取組名	自然資源の利用の推進
3	現状と課題	里山は、木材利用の減少や担い手不足から、手入れが行き届かなくなっており、多様な主体による保全活動が必要です。農業用のため池や水路は、遊休農地の増加により、機能の維持が困難になってきています。豊かな里地・里山を持続的に保全していくためには、保全活動だけでなく、利活用することで循環の仕組みを構築していくことが重要です。
4	めざすべき姿	美しい里地・里山が保全され、環境に配慮した農地の活用が進んでいます。また、間伐材などの有効利用が進んでいます。
5	取組むこと	森林保全ボランティアや農業の担い手を確保・育成し、遊休農地や放置森林とマッチングを進めます。森林環境譲与税を利用し、森林整備や木材利用の促進などを進めます。地域で取組まれる有機農業や減化学肥料・減農薬による環境に配慮した農業の取組を推進します。
1	取組番号	6-2-2
2	取組名	生物多様性の保全
3	現状と課題	放置森林の増加や外来生物の侵入、気候変動の影響等様々な理由により、動植物の生態系に変化が見られます。特定外来生物については、近年市内へ侵入した種や、全国的に被害を及ぼし近隣市町において被害が拡大している種が確認されています。生物多様性の保全・回復のため、生物多様性の重要性について、周知する必要があります。
4	めざすべき姿	多様な動植物が生息・生育できる環境が保全・整備されており、生きもの同士のつながりが保たれています。 生きものや自然とふれあう機会が確保されており、自然に癒しや親しみを感じられます。生物多様性の重要性が広く周知され、豊かな自然環境が保全されています。
5	取組むこと	里地・里山を保全することで、動植物の生息・生育環境を整えます。 鳥獣被害防止計画に基づき、鳥獣被害対策を実施します。 事業者やボランティア団体等と連携し、市民が生きものとふれあえる機会を提供するとともに、生物多様性の重要性について、周知・啓発を行います。 特定外来生物 ^{※2} をはじめとする外来生物について、生息・生育状況や各主体の役割を周知・啓発します。

※1 生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのことを言います。多様な環境の中で生物がつながりあって生きている「生態系の多様性」、多くの種類の生物がいる「種の多様性」、同じ種類の生物でも異なる遺伝子を持つ「遺伝子の多様性」の3つの多様性があります。

※2 特定外来生物

本来日本には生息・生育しておらず、生物本来の移動能力を超えて国内に持ち込まれた海外起源の外来種を、外来生物と言います。外来生物の中でも特に生態系や人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすと考えられ、外来生物法により指定された生物が特定外来生物です。

1 施策の概要

1	将来像	6	環境
2	施策	6-3	資源循環
3	SDGsの位置付け	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 12 つくる責任 つかう責任 13 気候変動に 具体的な対策を 17 パートナリシップで 目標を達成しよう	
4	施策の必要性	環境への負荷が低減された循環型社会の構築、気候変動問題への解決に向けた脱炭素社会の実現及び生態系・海洋環境に影響を与えている海洋プラスチックごみ問題などに取り組むためには、ごみの減量化及び再資源化の推進が不可欠です。 また、ごみ処理施設の整備計画作成などの取組とともに、さらなる分別の徹底により、ごみの発生を抑制し、再利用及び再資源化を推進することが求められています。	
5	施策の方向性	プラスチック製品や容器包装など、新たな分別品目の追加を検討し、市民等への意識啓発に努めるほか、ごみが適正に分別収集されることで資源の循環を進めます。また、ごみ処理施設の効率的な運転を進めて経費の抑制を図ります。	
6	施策内の取組	6-3-1	減量化の推進
		6-3-2	再資源化の推進
		6-3-3	適正処理の推進
7	分野別計画等	環境基本計画	
		一般廃棄物処理基本計画	
		一般廃棄物処理施設長寿命化総合計画	
8	主な関連法律	環境基本法、循環基本法、廃棄物処理法、リサイクル法、容器包装リサイクル法、プラスチック資源循環法、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法、食品リサイクル法、食品ロス削減推進法、資源有効利用促進法	

2 各取組の内容

1	取組番号	6-3-1
2	取組名	減量化の推進
3	現状と課題	家庭系ごみ、事業系ごみともに減量化を進めていますが、一般廃棄物処理基本計画の減量目標達成に向け、重点施策である食品ロス削減やプラスチックごみ削減等について、さらなる取組が必要です。
4	めざすべき姿	家庭系ごみや事業系ごみが減少し、また、不適正ごみの搬入防止が図られています。
5	取組むこと	家庭系ごみについては、食品ロス削減やプラスチックの資源循環の促進に向けて、事業者と連携した取組を進めます。事業系ごみについては、ごみ排出抑制に向けた啓発・指導や不適正ごみ搬入防止への取組を進めます。
1	取組番号	6-3-2
2	取組名	再資源化の推進
3	現状と課題	市の分別収集や拠点回収、地域住民による集団回収、事業者による店頭回収により、再資源化を促進していますが、さらなる資源循環を進めるため、さらなる分別と再資源化への取組が必要です。
4	めざすべき姿	家庭や事業所のごみが適正に分別され、ごみの資源化率が上昇しています。
5	取組むこと	家庭系ごみは、これまでの取組に加え、廃プラスチックの分別と再資源化への検討を進めます。事業系ごみは、再資源化に関する情報発信や助言に努めます。

1	取組番号	6-3-3
2	取組名	適正処理の推進
3	現状と課題	ごみの収集から処分に至るまでの適正処理に努めるとともに、ごみ処理施設の効率的な運転及び経費の抑制に努める必要があります。
4	めざすべき姿	ごみを適正に分別収集し、資源の循環が進んでいます。また、効率的かつ安定的なごみ処理運転を実現し、ランニングコスト等の抑制を図られています。
5	取組むこと	ごみが適正に分別収集されるように市民・事業者等との連携を図ります。また、ごみの収集から処分に至るまでの方法や経費負担のあり方について検討するとともに、ごみ処理施設の計画的な整備と効率的な運転に努めます。そして、安定的で円滑な広域処理に努めます。

1 施策の概要

1	将来像	6	環境
2	施策	6-4	生活環境
3	SDGsの位置付け	     	
4	施策の必要性	事業活動に伴う大気・水環境への影響については、法令等の整備により改善が進んでいますが、生活排水への対策や事業活動に伴う騒音、悪臭などの環境問題の改善や、化学物質の適正管理、ライフサイエンス系施設※¹設置による周辺環境への影響などの環境問題に対応を図る必要があります。 また、標準耐用年数を超える老朽化した下水道施設が増加しており、改築等により機能を保全する必要があります。 さらに、快適な生活環境を確保するため、引き続き、市民マナー意識の向上を図る必要があります。	
5	施策の方向性	大気・水環境等の環境監視による環境の把握と事業者に対する指導に努めるとともに、下水道や公設浄化槽による整備により生活環境の保全の推進に努めます。 また、下水道施設の改築を計画的かつ効率的に実施し、施設の機能確保を図ります。 さらに、意識啓発により市民一人ひとりのマナーが向上し、いごちの良い生活環境を保ちます。	
6	施策内の取組	6-4-1	健康に過ごすことができる生活環境の保全
		6-4-2	化学物質等による環境リスクの低減
		6-4-3	快適環境の保全
7	分野別計画等	環境基本計画	
		一般廃棄物処理基本計画	
8	主な関連法律	環境基本法、大防法、水濁法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、土対法、PRTR法、ダイオキシン類対策特別措置法、瀬戸内海環境保全特別措置法、水道法、下水道法、浄化槽法、廃棄物処理法	

2 各取組の内容

1	取組番号	6-4-1
2	取組名	健康に過ごすことができる生活環境の保全
3	現状と課題	大気質、河川水質等の生活環境の状況については、概ね環境基準を達成しています。環境基準の全項目達成のためには、事業活動に伴い発生するばい煙、水等の排出規制を継続する必要があります。標準耐用年数を超える老朽化した下水道施設が増加しており、改築等により機能を保全する必要があります。 また、公共下水道や公設浄化槽の整備が進んでいますが、接続促進及び水洗化促進による生活排水対策を進める必要があります。
4	めざすべき姿	大気、水等の環境が良好な状態で維持されています。また、事業活動に伴う排水や生活排水が適正に処理されています。
5	取組むこと	生活環境に被害が生じないよう、公害関係法令に基づき、大気、水等の環境が良好な状態になるよう努めます。大気質、水質及び騒音の常時監視を引き続き実施します。 下水道施設の改築を計画的かつ効率的に実施し、施設の機能確保を図ります。また、生活排水対策が必要な箇所については、公共下水道や公設浄化槽による整備を行うとともに、接続促進及び水洗化促進により生活環境の改善を図ります。
1	取組番号	6-4-2
2	取組名	化学物質等による環境リスクの低減
3	現状と課題	事業所における化学物質の使用やライフサイエンス系施設の設置により周辺環境に影響が及ばないよう、適正な管理運営に向けての事業所指導を進める必要があります。大規模災害発生に備えた環境リスクの低減を図るための取組が求められています。
4	めざすべき姿	化学物質を取り扱う事業所では使用の低減と適正管理が行われ、ライフサイエンス系施設では環境保全協定が守られ、周辺環境が良好な状態で維持されています。
5	取組むこと	化学物質を取り扱う事業所に対しては、PRTR制度 ^{※2} に基づく適正管理を指導するとともに、ライフサイエンス系施設設置者とは環境保全協定 ^{※3} を締結して周辺環境に影響を及ぼさないよう対策を講じます。

1	取組番号	6-4-3
2	取組名	快適環境の保全
3	現状と課題	生活環境を損ねる路上喫煙やごみのポイ捨て、不法広告物、家電製品の不法投棄などが発生しており対策が必要です。 ペットの糞尿などの苦情やトラブルが発生しており、快適な生活環境を維持するための対策が必要です。
4	めざすべき姿	モラル・マナーの向上で快適な生活環境が保たれています。
5	取組むこと	モラル・マナーの向上のため、路上喫煙やごみのポイ捨て、家電製品の不法投棄などに対する指導・啓発を行います。また、ペットを適正に飼育してもらうよう周知・啓発を行います。

※1 ライフサイエンス系施設

遺伝子組換え実験等及び遺伝子組換え生物の保管、運搬を行うための施設です。

※2 PRTR制度(化学物質排出移動量届出制度)

Pollutant Release and Transfer Registerの略で、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれだけ環境中に排出されたか、又は廃棄物などとして事業所外に出たかを、国が集計し公表する仕組みです。

※3 環境保全協定

「茨木市生活環境の保全に関する条例」に基づき、ライフサイエンス系施設の設置の際に市と事業者との間で締結し、周辺の環境に影響を及ぼさないようにするために、安全管理組織の整備、事故等の未然防止等について定めるものです。